

区立施設への再生可能エネルギー電力調達の取組方針

1 目的

杉並区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「温対計画（事務事業編）」という。）では、区の事務事業における令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量の削減目標を平成12(2000)年度比50%と設定しています。本方針は、この目標を達成するため温対計画（事務事業編）で重点取組のひとつに掲げる「区立施設の調達電力における可能な限りの再生可能エネルギーへの転換」を推進するに当たり、区の電力調達のあり方を定めることを目的とします。

2 対象施設

区が電力を調達する全ての区立施設を対象とします。

※「定額電灯や公衆街路灯など定型約款により料金が定額となっている契約」や「臨時電力や予備電力など常時電気を供給しない契約」は、これに対応する再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を供給する小売電気事業者の参入が見込めないため対象外とします。

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定した温対計画（事務事業編）では、区が設置及び管理する全ての区有施設（PFIにより管理されている施設及び寮・住宅等の入居者の生活を伴う施設を除く。）が温室効果ガス排出量削減の対象範囲となっており、指定管理者導入施設や民設民営保育園等で区に電気需給契約の締結権限がない施設は、可能な範囲で運営事業者に切り替えを促すこととします。また、区に電気需給契約の締結権限がある複合・併設施設内に、指定管理者導入施設や民設民営保育園等が所在しており、区と運営事業者で電気需給に係る費用を案分している場合には、運営事業者の了承を得た上で切り替えを行います。

3 調達基準

区が調達する電力は、原則として100%再エネとします。

なお、非化石証書を用いて環境価値を付与した実質再生可能エネルギー電力も含みます。

4 調達方法

（1）電力調達方法の原則

①特別高圧受電施設及び高圧受電施設

入札による経済性の確保と、電気需給の安定性の確保を両立するため、指名競争入札により契約相手方を選定することを基本とします。指名競争入札の参加者は、「杉並区小売電気事業者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会において選定します。

なお、指名競争入札が不調又は不落となった場合は、随意契約により契約締結するものとします。

②低圧受電施設

現在、電気の供給を受けている小売電気事業者が用意している100%再エネの電力プラン

に加入することを基本とします。

なお、事業者が用意している定型約款に基づき電気の供給を受ける場合、定型取引として随意契約によることができます(杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則(昭和38年杉並区規則第17号)第1条)。100%再エネの電力プランへの加入に当たっては、契約事務の手引きの「定型取引」に係る規定等に基づき、処理します。

(2) 電力調達方法の例外

- ① 特別高圧受電施設又は高圧受電施設を需要場所とする需給契約であっても、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号、第2号、第5号、第6号、第7号、第8号又は第9号に該当する事案においては、随意契約により相手方を決定することができます。
- ② 全量を再エネ電力により供給することを条件とすると相手方を決定できない場合には、可能な限り再エネの電力の割合を高めた上で、電力需給契約を締結することができます。
- ③ 清掃工場におけるごみ焼却時に発生する熱を有効利用した電力については、これまでと同様に、総務部経理課で複数の予算執行票を一つにまとめる集合契約により、東京二十三区清掃一部事務組合が過半を出資している東京エコサービス株式会社から調達を行います。